

これまでの経緯

- 令和5年度第3回のPFI検討会において、PFI事業の評価基準（案）のコンセッション方式を実施する場合の加点方法について、足立委員より下記のご指摘が示された。

- ・ 「(2)財政面の創意工夫等」と「(3) 2)②PFI 事業を実施することによるサービスの質の向上」における○の数によって自動的に加点幅が決まる方式とすることには、若干迷いあり。

理由としては、例えば、コンセッション方式の適用が必ずしも適切と言えないような案件でも、上記評価項目で○の数がそこそこ多く揃うことで、自動的に大きな加点を獲得することになる可能性等もあるのではと想定されるため。「他の手法でなくコンセッションを適用することで、○の数の更なる増加に直結する」という綺麗なロジックの案件ばかりなら良いが、それとこれとは別という体裁になってしまっている案件も多いのではと想定。

これらをふまえると、大学に追加で記載してもらう予定の「コンセッション方式導入による効果（他の手法との比較等）」の内容や、上記評価項目における○の数等を総合的に勘案した上で、最終的に加点幅や加点有無を検討・調整できるようにするなど、少し裁量を残してもらう形とするのが本来的には良いのかなとも感じるところ。

- ・ しかしながら、まずは次年度、頂いた案にて一度評価をやってみることも異存なし。やってみて違和感等あれば、また次の年度で再検討するようなことでも良いかと思料。

- これを受けて、事務局から主査にご相談し「令和6年度のPFI検討会で再度審議する」こととされた。

審議内容

- 今般、足立委員のご指摘を踏まえ、事務局において整理した別添のPFI事業の評価基準（案）について、ご審議いただきたい。

PFI事業の評価基準(案)

(※赤字見え消し部分は変更点)

※【】内の数字は各評価項目の配点

1. 項目別の評価

(1) 概算要求における個別事業評価【40】

Sの場合【40】

S以外【0】

(2) 財政面の創意工夫等【15】

外部資金の活用や受益者負担による整備等, 財源の多様化等を通じた事業費又は施設整備費補助金等の縮減に繋がる創意工夫等【○4つ以上:15, ○3つ:10, ○2つ:5, ○1つ以下:0】

- イ) 施設の複合化や複数事業の包括化（施設整備費補助金以外を財源として整備する施設との複合化や、キャンパス内の複数事業を包括すること等による費用面の効率化）【○×】
- ロ) 維持管理運営業務の改善等（エネルギーマネジメントを含めること等による費用の縮減）【○×】
- ハ) 民間収益施設整備・運営の導入（本体事業と一体的に実施することにより相乗効果を発揮するとして、民間事業者の責任及び費用負担で実施する事業の導入及び当該事業を余剰地において利活用（定期借地権含む）することによる土地貸付料の収入等による費用の縮減）【○×】
- 二) 施設整備に係る費用のうち多様な財源の占める割合が1/3以上（競争的研究経費や、産学連携企業からの共同研究レンタルラボ施設利用料、一般企業からの奨学寄附金を活用した施設の整備等）【○×】
- ホ) その他【○×】

(3) VFM【35】

1) 定量的評価【10】

- ① 適切な諸条件に基づき算定したVFMが3.0%以上【10】
- ② 適切な諸条件に基づき算定したVFMが1.0%以上3.0%未満【5】
- ③ VFMが上記以外【0】

※③に該当する場合は他項目の評価に関わらずC判定

2) 定性的評価【25】

- ① 民間事業者や金融機関等へのヒアリングを踏まえた事業内容等の充実(民間事業者へのインセンティブ付与を含む)【○3つ以上:5, ○2つ:2, ○1つ以下:0】
 - イ) ヒアリングや入札時における需要調査結果や現況調査結果の提示【○×】
 - ロ) ヒアリングにおける優良な評価【○×】
 - ハ) ヒアリングを踏まえた本体事業内容・条件(リスク分担除く)の設定（ヒアリングを踏まえたVE提案範囲の設定や、スケジュールの設定等）【○×】
 - 二) 積極的な民間提案を促すための創意工夫（民間収益施設整備・運営に係る情報開示や提案条件等の緩和・柔軟な取扱い、入札時の総合評価の重み付け等）【○×】
- ② PFI事業を実施することによるサービスの質の向上【○4つ以上:15, ○3つ:10, ○2つ:5, ○1つ以下:0】
 - イ) サービスの多様化や高度化等（施設整備費補助金以外を財源として整備する施設との複合化や、キャンパス内の複数事業を包括すること等によるサービスの質の向上）【○×】
 - ロ) 維持管理運営業務の改善等（本体事業の対象以外の施設の維持管理運営業務を事業に含めること等によるサービスの質の向上）【○×】
 - ハ) 民間収益施設運営の導入（本体事業と一体的に実施することにより相乗効果を発揮するとして、民間事業者の責任及び費用負担で実施する事業等によるサービスの質の向上）【○×】
 - 二) イノベーション・コモンズ(共創拠点)の更なる展開に向けた取組等（PFI事業の活用を通じて、地域や企業等との連携も考慮した整備を実施することにより本体事業や民間収益施設と地域や企業等の相乗効果を発揮するとして、多様なステークホルダーの共創活動や教育研究活動の活性化等によるサービスの質の向上）【○×】
 - ホ) その他【○×】
- ③ 事業の安定性の確保【5】
 - イ) 事業内容に適応したリスク移転の考え方とリスク分担の設定【2】
 - ロ) 事業内容に応じたモニタリング項目の設定【2（収入が発生する事業内容を含まない場合は3）】
 - ハ) 需要調査等を踏まえた継続的・安定的な収入が見込まれる事業規模・範囲・内容の設定【1】※収入が発生する事業内容を含む場合のみ評価

(4) 潜在するリスクの低減【 5】

- ① 需要調査等の実施【 2】
- ② 現況調査等の実施【 2（改修工事を含まない場合は3）】
- ③ 設計図書等の保有【 1】※改修工事を含む場合のみ評価

(5) 大学の基本構想及び事務体制【 5】

- ① 基本構想等の策定【 2】
- ② 学長・副学長をトップとする全学的責任体制及び事業実施体制の構築【 3】

※ 「(4) 潜在するリスクの低減」又は「(5) 大学の基本構想及び事務体制」のいずれかで0点の場合は他項目の評価に関わらずC判定

※ 公共施設等運営(コンセッション)方式を実施しようとする場合は、項目別の評価による最大100点に加え、
「(2)財政面の創意工夫等」と「(3)2)②PFI事業を実施することによるサービスの質の向上」について、コンセッション方式の導入による何かしらの効果が、両方において認められた場合は以下①～③に基づき、いずれか一方において認められた場合は以下②、③に基づき更に以下の通り加点する。

- ① 「(2) 財政面の創意工夫等」と「(3) 2) ② PFI事業を実施することによるサービスの質の向上」の両方において、○が3つ以上【15】
- ② 「(2) 財政面の創意工夫等」と「(3) 2) ② PFI事業を実施することによるサービスの質の向上」のいずれかにおいて、○が3つ以上【10】
- ③ 上記以外【 5】

2. 総合評価

S判定 80点以上
A判定 70点以上
B判定 60点以上
C判定 上記以外